

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程（平成16年旭医大達第157号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 退職手当は、労働契約した期間が年度内において6箇月を超えるもののうち、所定労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6箇月を超えている場合に支給するものとする。</p> <p>2 前項の「18日」には、次に掲げる日を含み、就業規則第27条又は第36条の規定による所定休日を含まないものとする。</p> <p>(1) 就業規則第41条の規定による育児休業<u>及び第50条2の規定による出生時育児休業</u>により勤務を要しないこととされた日</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第3条第2項第1号の規定は令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 退職手当は、労働契約した期間が年度内において6箇月を超えるもののうち、所定労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6箇月を超えている場合に支給するものとする。</p> <p>2 前項の「18日」には、次に掲げる日を含み、就業規則第27条又は第36条の規定による所定休日を含まないものとする。</p> <p>(1) 就業規則第41条の規定による育児休業により勤務を要しないこととされた日</p> <p>(略)</p>